

成年後見制度に関する相談窓口です！ 「苫前町成年後見センター」 (成年後見中核機関) へご相談ください！

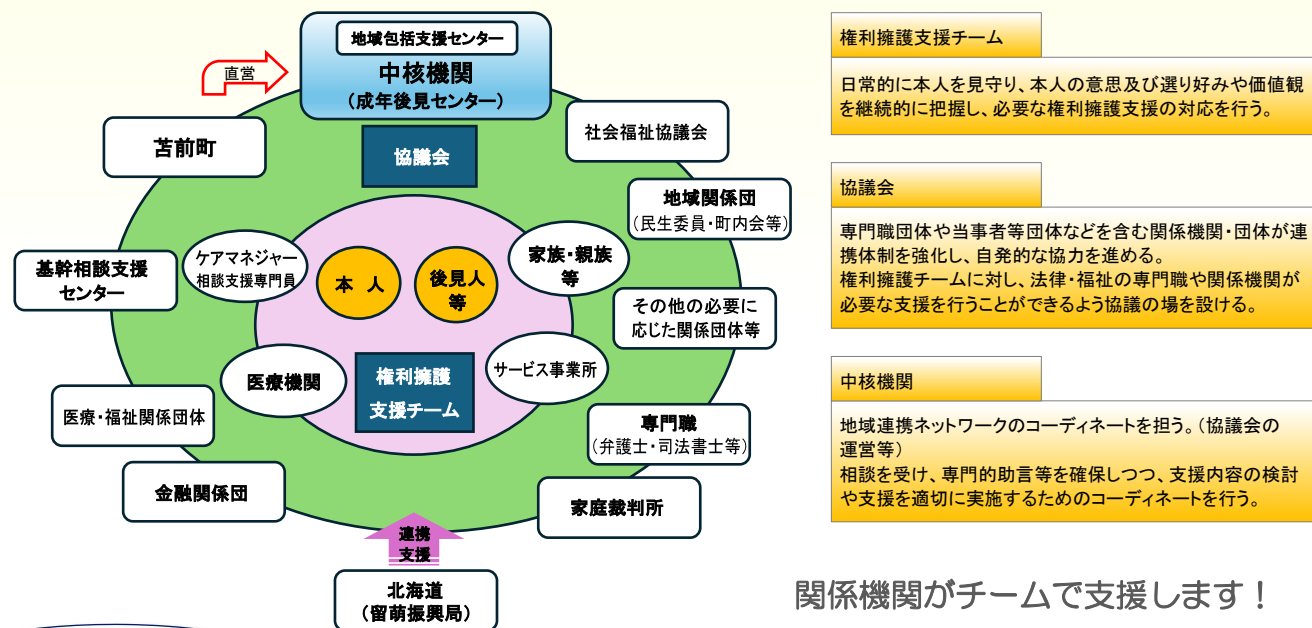
〈対象者〉

- ① 苫前町に住所を有し、成年後見制度の支援を必要とするご本人
- ② ①の方のご家族の方や、支援者・医療機関職員・金融機関職員などの関係者

相談内容例

- ・認知症になり、銀行手続きが難しくなった。
- ・高齢の家族が悪質業者にだまされそうで不安。
- ・障がいがあり家族が金銭管理をしていたが、独居になり自分で管理できず困っている。

苫前町地域連携ネットワーク



相談や説明（説明 DVD 視聴）等を受けることができます。

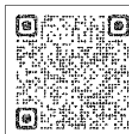
その他の成年後見制度についてのお問合せ先

●最寄りの家庭裁判所●

「旭川家庭裁判所留萌支部」
場所：留萌市沖見町 2 丁目
TEL：0164-42-0465
利用時間：平日 8：30～17：00
（土曜・日曜・祝日を除く）

●申立てや手続きのご案内●

「裁判所ウェブサイト」
（「後見ポータルサイト」をご覧ください。）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>
「成年後見はやわかり厚生労働省」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/a>



苫前町成年後見センター

場所：苫前町保健福祉課 地域包括支援センター内
TEL：0164-64-2215
利用時間：平日 8：30～17：15（定休日：土・日・祝日・年末年始）



苫前町成年後見制度 のお知らせ



障がいや高齢により、 難しい判断に困っていませんか？

まずは
チェック！

お金の管理に自信がなくなってきた	
契約手続きが難しくてわからない	
悪質業者にだまされたことがある	
一人暮らしで、将来、認知症になったときが不安	
子どもに障がいがあり、将来、家族が支援できなくなった時が不安	

当てはまる方 ↓ 成年後見制度をご存じですか？

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な人の権利を守り、法律的に支援する制度です。家庭裁判所が支援者（後見人等）を選任し、法的な権限を与えて本人の代わりに財産管理や契約などを行うことができますようにします。利用するときは、家庭裁判所へ「申立て」をする必要があります。

具体的な支援内容は、下記のような法律行為です！

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療、福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などの支援。

代理権

本人に代わって契約などの法律行為ができる権限です。本人の生活に必要な契約などを行い、援助します。

同意権・取消権

本人が法律行為を行う場合、支援者の同意が必要です。支援者の同意なく本人が法律行為を行った場合、支援者がその行為を取消すことができます。

判断能力に応じた支援！

成年後見制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けられます。「任意後見制度」は、将来、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ支援者と支援内容を決める制度です。



類型	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (将来にそなえたい人)
	後見	保佐	補助(※1)	任意後見
利用者本人の状態	判断能力が欠けている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事内容	財産管理・身上保護			
代理権(※2)	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得て、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得て、家庭裁判所が定めた法律行為(※3)	本人との契約で定めた行為
同意権取消権(※4)		法律上定められた重要な行為		なし

- ※1 補助開始の審判をする場合は、本人の同意が必要です。
※2 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要です。
※3 補助人の同意権は、民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。
※4 取消権では、日常生活に関する行為（日用品や食料品の購入など）は含まれません。

利用の流れ

法定後見制度

・準備

裁判所ホームページから「成年後見申立ての手引」「申立ての必要書類」を入手します。申立書、申立事情説明書、財産目録、収支状況報告書、親族の同意書等を作成して、診断書(成年後見用)・戸籍等は各機関から取得します。



・家庭裁判所へ申立て

上記で準備した書類と申立手数料などの費用(約1万円)が必要です。



家庭裁判所が調査等を行い、支援者(後見人等)を選任します。申立てから利用開始までの期間は、2～4ヶ月程度です。



任意後見制度

・公証役場へ契約手続き

本人と支援者が支援内容を決めて、公正証書を作成し、契約を結びます。

※ 詳細(手続きや費用など)は、公証役場へご確認ください。最寄りの公証役場は、滝川市や旭川市です。

▼ 本人の判断能力が十分でなくなった時

・準備&家庭裁判所へ申立て

任意後見監督人選任申立ての必要書類を準備して、申立てをします。

※ 詳細は、家庭裁判所へご確認ください。

家庭裁判所へ「申立て」をする前に、知っておきたいこと！

【申立てをできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族など。身寄りがいない場合などは、町長が行うこともできます。

【支援者になれる人】

親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、法人など。家庭裁判所が本人の状況を踏まえて、適切と判断した人を選任します。

【申立て取り下げ】

家庭裁判所の許可がなければできません。個人的理由（希望通りの支援者が選任されなかったなど）は認められません。また、利用開始後、利用を途中で止めることは原則できません。支援者の交代は、場合によって可能です。

【費用】

申立て費用は、申立人が原則負担します。申立人が希望した場合は、費用の全部又は一部を、本人負担とすることが認められる場合があります。

申立手数料(収入印紙) 800～2,400円 ※ 同時に代理権・同意見付与の申立てをするかどうかで金額が変わります。	登記嘱託手数料(収入印紙) 2,600円	郵便切手代 3,000～4,000円程度 ※ 他、鑑定料5～10万円程度などが必要になる場合があります。
---	--------------------------------	---

利用開始後、支援者の報酬は本人の財産から支払います。金額は家庭裁判所が決定します。

【苫前町成年後見制度利用支援事業】

経済的な理由で制度利用ができないということがないように、費用を助成する事業です。

①「申立て費用(審判請求費用)助成」

申立てのときにかかる費用を助成します。

②「支援者報酬費助成」

支援者へ支払う報酬を助成します。助成金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内で、生活の場が居宅の人は上限月額28,000円、施設入所中や病院入院中の人は上限月額18,000円です。

「対象者」は、下記の1か2に当てはまる人です。

1 生活保護法による被保護者

2 下記の4項目のすべてに当てはまる人

- ア) 市町村民税非課税世帯である。
イ) 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である。
ウ) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
エ) 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

申請先は、「苫前町成年後見センター」です。申請には、家庭裁判所へ提出した財産目録の写しや、資産が分かる書類、報酬の付与に係る審判の決定通知書の写しなどの提出が必要です。

苫前町には、2つの費用助成があります！
「苫前町成年後見センター」へお問合せください。